みたけ 議会だより

2011.2.1
No.100

顔戸亜炭鉱廃坑陥没　議員視察

主な内容

◆平成22年 第4回定例会 …… 2ページ

◆亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書 …… 4ページ

◆そこが知りたい ～ 一般質問 …… 5ページ

◆議員全員研修・常任委員会研修報告 …… 13ページ

平成22年 第4回定例会報告

一般会計補正予算、特別会計補正予算の可決
亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書の採択

平成22年第4回定例会は11月29日に開会し、12月17日までの19日間を会期として開催しました。

提出案件は、固定資産評価審査委員の任命同意、平成22年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、条例の一部改正、指定管理者の指定、町道の路線認定などが上程されました。また、議会最終日には、委員会発議で亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

一般質問には町政の諸問題について6人の議員が登壇しました。

予算・条例

	議案	内容	結果
1	平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について	林道災害復旧費や特定鉱害復旧費などで1,051万9千円の増額です。	賛成全員で可決
2	平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	歳出予算内部で追加及び減額をし、予算総額に変更はありません。	賛成全員で可決
3	平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	介護サービス費の負担金などにより1,012万の増額です。	賛成全員で可決
4	平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について	下水道維持管理費、工事費などにより1,700万円の増額です。	賛成全員で可決
5	平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について	当年度予定の下水道整備区域の一部縮小に伴う工事費の減額や企業債の繰上償還による増額などです。	賛成全員で可決
6	御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	人事院勧告による職員給与の減額、期末勤勉手当支給率の引き下げをするための条例改正です。	賛成全員で可決
7	御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	常勤特別職職員の期末手当支給率の引き下げをするための条例改正です。	賛成全員で可決
8	御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	議会議員の期末手当支給率の引き下げをするための条例改正です。	賛成全員で可決

その他の議案

	議案	内容	結果
1	御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（関連12ページ）	委員3人のうち1人が12月で任期満了となるため、新たに三宅直樹（みやけなおき）氏の選任について議会の同意を求めるものです。	賛成全員で可決
2	指定管理者の指定について	「あっと訪夢」の指定管理者である「訪夢藤（ふじ）の会」の指定が平成23年3月に切れることに伴い、引き続き3年間の指定継続をします。	賛成全員で可決
3	町道の路線廃止について	21BP開通に伴い、中267号線を廃止します。	賛成全員で可決
4	町道の路線変更について	21BP開通に伴い、尼ケ池長谷線ほか21の路線を変更します。	賛成全員で可決
5	町道の路線認定について	21BP開通に伴い、御嵩162号線ほか12の路線を認定します。	賛成全員で可決

発議

	議案	提出先	結果
1	亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書（4ページに全文を掲載）	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、資源エネルギー庁長官あて	賛成全員で可決

諸般の報告（議長報告）……5件

	内容
1	国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書提出を求める陳情書
2	社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず抜本的に改善することを求める意見書提出を求める陳情書
3	常任委員会所管事務調査報告書 平成22年10月に実施した総務建設産業常任委員会と民生文教常任委員会の合同視察研修の報告（関連14～15ページ）
4	定例監査実施報告書 平成22年10月に役場各課を対象に実施した監査の報告
5	現金出納検査結果報告書（平成22年8月～9月分）

意見書　町議会亜炭鉱害対策特別委員会から「亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書」案が提出され、12月17日に議決されました。

亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

平成22年10月20日午前、本町において、東西65ｍ南北76ｍに渡り、住宅９戸を巻き込んで地盤が突然陥没した。原因は、43年前に閉山となった亜炭廃坑の地盤を支えていた炭柱の劣化によるものと思われ、今後も頻発が予測される。何の責任もない住民が、被害当日から突然、毎日の生活の場を失うことになった。

現行の特定鉱害復旧事業制度は、被害者救済として十分であるとは言い難い。さらに、本町の地下に残された亜炭廃坑が住宅地のおよそ80％の部分に存在している現実を考えれば、住民の生命・財産を守る観点からも、現行の制度では不備を免れない。

よって、本町議会は、下記の事項について、国による早急かつ適切な対応を強く要望する。

記

1　被害者の負担軽減

被害者の経済的精神的負担の軽減のため、仮住居に関する費用については被害発生時より基金から支払われるよう、運用を可能にすること。

2　特定鉱害復旧事業制度の運用の見直し

特定鉱害復旧事業制度の柔軟な対応として、被害者が当該地で自己復旧を希望する場合及び鉱害の発生するおそれがない地域への移転を希望する場合は、復旧工事に代えて金銭による補償を可能とすること。

3　鉱害復旧資金の拡充

今後も大規模な被害が発生するおそれがあるため、特定鉱害復旧事業等基金が長期的に存続するよう、国において十分な資金の確保をするため制度を改正すること。

4　予防対策の実施

住民の生命・財産を守る観点から、町内の災害時の避難所となる施設や義務教育施設等を最優先とした地下充てん等の抜本的予防対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

岐阜県御嵩町議会

上記意見書を12月17日付けで衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、資源エネルギー庁長官あてに送付しました。

また、12月20日に議長、亜炭鉱害対策特別委員会正副委員長が、岐阜県知事、県教育長、県関係部局、地元選出国会議員、県議会議員の各事務所を訪問し、意見書を提出し陳情をしました。

平成22年 第4回定例会

そこが知りたい

一般質問は 12 月 8 日に行われ、6 人の議員が活発な質問をしました。

1　早川　文人　議員 …………6ページ

○町長選挙への立候補について
○ボランティア団体への支援について

2　岡本　隆子　議員 …………7ページ

○前沢地区に予定されている中間処理施設について
○地域公共交通について

3　安藤　博通　議員 …………8ページ

○放棄農地問題
○21号バイパス開通式典について

4　伊﨑　公介　議員 …………9ページ

○亜炭鉱害対策
○まちづくりの根本は基幹産業による

5　佐谷　時繁　議員 ……… 10ページ

○一括交付金について
○中学校にブラスバンド部の創設を

6　大沢まり子　議員 ……… 11ページ

○白血病ウイルス制圧を目指して
○特別支援教育について

あなたも議会を傍聴しませんか

議会では、町民の皆様の暮らしに密着した重要な問題が審議されます。お気軽にお越しください。

次の本会議の予定は下記のとおりです。

くわしくは、議会事務局までお問い合わせください。

☎ 67-2111（内線 2252）

次回の議会の予定

第１回定例会・・・　３月上旬～３月中旬

※臨時会は必要に応じ、随時開催されます。

文責についてお知らせ

一般質問の「問・答」は、質問議員本人の文責です。一般質問のページに掲載した内容については、議員に直接連絡がつかない場合は、ご質問の内容、お名前、連絡先（住所、電話番号等）を添えて、議会事務局まで書面にてお届けくだされば、各議員に連絡いたします。

一般質問

町長選挙への立候補について

早川　文人

問　町長選挙への立候補は

平成23年は町長選挙と議会議員選挙の年にあたる。従来通りであれば町長選が4月に行なわれる。渡辺公夫町長の1期目のマニフェストに掲げられた「一般家庭の水道料金10％値下げ」「小中児童生徒の医療費の無料化」「低学年30人未満学級の実現」等については公約を果たされた。今後も御嵩町は重要課題が山積しているので、解決に向けていかに導くかである。

町長に望むことは御嵩町を将来どのような町にするか。町民に夢を抱かせる舵取りを期待する。

①渡辺町長は23年に実施される町長選挙に2期目として立候補する意思があるか。

②立候補の決意であれば、次期町長選に臨むマニフェストについての考えは。

答　【町長】

①後援会幹部からの支持を受け、立候補の決意をした。

年明けに後援会全員の理解を得る会合を計画する。選挙日は町議選と同日が町選管で検討中であるが、2月下旬頃には決定する。

②マニフェストは「亜炭鉱害、無水道地域解消、名鉄広見線」問題を盛り込み町民に示す。

問　ボランティア団体への支援は

年配者の組織である長寿会は各地区で解散し、本年度町内の単位団は2組織のみとなった。解散した地区の自治会で自主的なシニア組織を立ち上げたところがあり、町が募集した「御嵩をきれいにし隊」に応募、地域の清掃活動を実施。また「ロードサポーター」制度に応募し、道路の草刈業務を実施している。活動助成金申請団体の中間報告会で、助成金申請についての要望発言が多数あった。

①ロードサポーター制度の補助金申請は3年間限りとあるが、継続申請できないか。町道、河川堤防等の除草委託の方法は。

②地域づくり活動助成金制度の申請は3年間限りとあるが継続申請できないか。中間報告会（懇談会）にて、早急に申請団体の「意見を聞く会」を開催する件は。

答　【建設部長】

①「地域環境保全活動」を自主的に行う団体に対し活動に係る支援金として交付。4年目以降について現状では支援金はない。活動が4年目に入る団体には草刈機の燃料代程度の支援を考えている。県が管理する一級河川については「県単堤防除草委託費」により地元自治会、地域ボランティア団体等に委託している。町道の除草作業については平成21年度から「緊急雇用創出事業」の臨時雇用職員で対応。来年度以降も同事業が継続されれば予算化を考える。

答　【まちづくり参事】

②現要綱では、助成期間は立ち上げ1年、それ以降3年、最長4年間と規定されている。平成18年度に助成期間の短縮など制度改正後、年間5.2団体から約8.4団体へと助成団体が増大している。この制度は行政主導ではなく、住民と行政との協働の仕組みで制度化されており、町民や有識者等で構成される「ふるさとづくり検討委員会」において助成期間の見直しについて検討され、制度の改正の是非を判断していただく。

中間報告会後の「意見を聞く会」の開催については提案者である日本福祉大学の朝日先生に打診の結果、個人的発言であり早急に開催を要望したものでないとのことである。

前沢地区に計画された感染性医療廃棄物中間処理施設について

岡本　隆子

問　前沢地区に感染性医療廃棄物中間処理施設の計画が持ち上がっている。これに対し町はどのような対応をしていくのか。

①県からの照会に対し町が回答しているが、それに対して県からの回答はあるか。

②町民への周知はどのようにするか。

③搬入される廃棄物の危険性も含めて問題点が極めて多くあるが、どのような認識か。

答　**【民生部長】**

①県は事業計画書について補正があれば事業者に指示するが、手続き条例上、町には回答はないので、公告縦覧にて確認することになる。今後、町独自の条例・規則に関することについては事業者と町が直接協議することになる。

②町民への周知はホームページ掲載の他、「ほっとみたけ」1月号に掲載する予定である。

③排水、地下水汲み上げ、医療廃棄物の搬入ルート、収集エリア、施設の災害時の危機管理、病原体への安全性、業者の資質、設備などについては「事業計画書」での情報しかなく、不明な点が多い。

問　**町長はどのような認識でおられるか。**

前沢ため池は農業用水であり、下流域への影響が大きいこと、一つ受け入れると今後認めざるを得ないことなど、町の将来にかかわる大問題であるが、町長はどう対応されるのか。

答　**【町長】**

私と岡本議員との間には二つ相違点がある。議員は反対と言えるが、私は行政の立場での言動を求められている。二つ目は市民運動と住民運動の違いである。

年が明けたら業者や関係者への公開質問状の作成に取り掛かる。

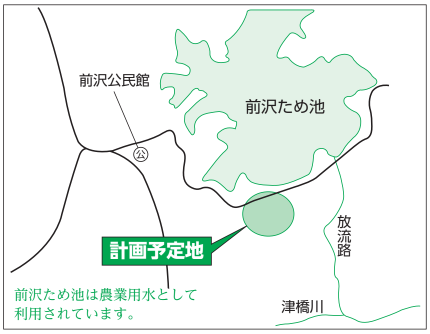

前沢ため池は農業用水として利用されています。

問　**町として独自に調査されるのか。**

答　**【町長】**

科学的な部分については調査していく。

問　**地域公共交通について**

①560万円の緊急雇用の補助金でふれあいバスについてのアンケートが行われているが、これの目的は何か。

②以前の答弁にあった公共交通に関する地区別懇談会をいつ頃どのような形で開くのか。

③平成23年1月から2か月間、上之郷地区限定でデマンドの取り組みをすると聞いているが、それについては今後どのように考えていくか。

④地域公共交通のビジョンを考える交通計画の策定についてはどのように取り組んでいくか。

答　**【総務部長】**

①三つの目的がある。ふれあいバスの利用者の増加、エコバス後の形態のあり方、ふれあいバスだけではニーズに応えられないので効率的且つ経済的な地域公共交通計画の素案策定の三つを目的とする。

②22年10月を目途にすると答えたが、アンケートとデマンドの試行のとりまとめをするので、23年3月以降にずれ込む。

③デマンドは有効と考える。

④アンケートや地域懇談会、デマンドの試験運転結果などを踏まえて交通会議を開催し合意形成を図っていきたい。

緩（ゆる）みはないか

安藤　博通

問

　TPPという協定が問題になっている。この連携協定に日本が参加するかどうかで、新聞紙上を賑わしている事は先刻ご承知のことである。GDPの1%あるかないかの農業が壊滅的打撃を受けると思われているからである。自給率40%に満たない農業であるが、食料の確保は避けて通れないことである。かいつまんで言えば、全体を取り巻く日本の農業は大変厳しいものである。

　振り返って、御嵩町の農業の問題点を考えると、放棄農地の問題がある。本来、優良農地であるべきものが、作り手の不在により、放棄されている農地が散見される。何とか発展的に解消する方法はないものかと思う。

①現状の放棄農地の推移は。

②従事者の平均年齢は。

③集積農地を営まれている農家は何軒か。その合計面積、また平均年齢は。

④農地の集積化が増加すると思われるが、行政としての携わりは。

⑤放棄農地のこともあるが、農地をブロック化し地域観光的な発想はないか。

答【建設部長】

①平成20年度196筆から22年度142筆に減少している。

②平均年齢は70歳である。

③農家数は47軒、耕作面積20・3ヘクタール、耕作者平均年齢66歳である。

④今後は飛び地での利用集積だけでなく、連たん性利用集積への誘導が必要と考える。

⑤具体的な構想はない。

問

　放棄農地が増加することが予測される。今後、担い手不足を解消する一つのモデルケースとして、緊急雇用対策を利用した農業参入の件があり、また、時を同じくして、有徳（ゆうとく）の青年が前沢地区に農業参入されたが、その後の経過は順調に推移しているか。他にも、参入希望者がまだあるようだが、参入しやすい環境を整えていく計画はあるか。これからの農業の先進的地域にもなろうとする、この地区を御嵩町の、里山と調和した農業振興モデル地域として指定したらどうか。

答【建設部長】

　県の緊急雇用対策の補助金受けてビニールハウスを中心に取り組んでおられる。参入1年目で大きな成果はないようだが3年計画で行っておられる。

　次に、前沢地区に参入された方は面積3反で有機野菜に取り組んでおられ、ほぼ順調に推移しているようだ。また、新規参入の話があれば、個々の状況や希望を聞き、積極的に対応したいと思う。

　次に、里山と調和したモデル地区については、地域保全の為の方法の一つであると思うので、今後、参考にさせていただきたい。

問

21号バイパス開通式典について

　21号バイパスの開通式典についてお聞きする。

　町は、国と一体になって、それぞれの地域で、土地の買収をされたが、地権者の代表を開通記念イベントに招待し、労をねぎらい、感謝の意を表すのが当然だと思うが、招待されたか。

答【建設部長】

　中、木の下地区以外は各対策委員会や自治会役員を通じて進めてきた。地権者の代表と言う形での交渉ではなかったので、開通イベントには各対策委員会の代表・自治会の役員代表という統一的な形で案内した。

亜炭鉱害対策・産業振興

伊﨑　公介

問　平成19年9月に発生した比衣地区での広範囲にわたる浅所陥没以来、亜炭鉱害の被害は、斜坑で廃坑が浅いところで連続して発生するという、新たな局面を迎えた。この地区での廃坑では、今後も被害が続くことが予測される。他にも危険が予測される地域があり、計画的な対策が必要である。御嵩町亜炭廃坑地震対策専門委員会を開催し、廃坑それぞれの今後の予測も含めて、学術的な根拠ある対策を立案していただく必要性を感じる。

御嵩町での亜炭鉱害復旧は、埋め戻し等の根本的対策が取られた箇所は少なく、今後の被害状況によっては、今までに投じた費用を越えることも考えられる。特定鉱害復旧事業等基金による復旧事業では賄えるはずもなく、制度改正はもちろん、具体的で根本的な防災対策を国や県に働きかけていただきたい。

答【町長】　平成13年度をもって時限立法である石炭鉱害2法が失効した。以降、県が10%、国が90%を出資した約5億円の基金により岐阜県内の亜炭鉱害の復旧をしてきたが、その大部分は御嵩町の被害である。具体的施策として、この基金を活用して、共和中学校の地下調査を行った。

専門委員会を現在開いていないのは、県とは同一歩調を取れており、具体的に国へ要望する段階にステップアップしており、その必要性を今は感じていない。

この問題については、国の責任で対応すべきと思っており、経済産業大臣と資源エネルギー庁長官には、今回の被害の対応と今後の安全性の確保について、要望を提出した。

問　特徴ある町には基幹産業があり、それが町並みを形成している。第四次総合計画には製造品出荷額については増加しているが、商品販売額については、横ばいから減少傾向とある。町中心部の衰退には目を覆うばかりであり、これという産業がないのも心配の種である。ドーナツ型になりつつあるわが町の中心部の空洞化に歯止めをかけていただきたい。

答【総務部長】　第四次総合計画は御嵩町独自で作成されたものであり、実施できるものという理念の下に作成した。前期基本計画5年間の実績評価の結果、全274事業の内、実施できたもの75件、ほぼ実施できたもの72件、実施中111件、未実施16件と評価された。これを踏まえて後期の対策を講じている。

活力ある民間企業を育てる支援は、工場誘致条例にある奨励措置、町内にある中小企業に経営安定を図る小口融資条例にある支援を充実していきたい。

問　わが町の人口減少の下落は少ないほうだといわれるが、これは住宅団地の形成によって人口が維持されてきたといえる。

御嵩町内で町民が経営している企業を育てていくことで、町内で働いて暮らしていけるような施策を講じて欲しい。

答【総務部長】　住宅団地の高齢化は予測していた。21号バイパスの完成により、商店街が形成され、その周辺に住宅地を誘導できるような施策を講じ、住んでいただけるようにしていきたい。

一括交付金について

佐谷　時繁

問　一括交付金について

地方との協議で国が使途を定めた「ひも付き交付金」について、平成23年度に都道府県に、24年度は市町村に拡大し、原則自由に使える「一括交付金」に移行する方針を、地方主権戦略会議で正式決定する。国が補助金の交付先を差配（さはい）する「箇所付け」は廃止する。

国の財政が大変厳しい現状での今回の方針により、各自治体の真の力が試される。わが町の将来を、行政・議会・住民が一体となって、自己責任で決めなければならない。

住民から選ばれ、町の将来を付託された首長、議員は大変重い責任を負っている。

このことについての町長の認識を伺う。

答【町長】

先週行われた全国町村長大会では、そのほとんどの町村は、農山漁村であることから、TPP参加に対して反対であることを特別決議した。

一括交付金についても次のように決議した。

23年度政府予算編成及び各種政策の具体化にあたっては、特に次の事項について十分配慮するよう強く意見を申し入れる。

一　地域主権に関すること
二　地方税財政に関すること
三　医療・保険に関すること

現在の補助金の80%ほどに抑えられ、国の財源捻出の手段とされようとしていることが懸念される。

古田岐阜県知事の「財源もセットでなければならない」との考え方は、全国知事会でも注目されている。

問　中学校にブラスバンド部の創設を

厳しい財政運用が予想されるが、近隣市町村の多くの中学校ではすでにブラスバンド部がある。

経費として五百万円程度は必要と思うが、生徒たちの心の豊かさを育むためにも、積極的な対応を望む。

答【教育長】

ブラスバンドの良さは、聞く人に活力や満足感を与えながら、自己充実感を味わっていくことである。

かねがね、創設できないものかと、過去の体験の中から思っていた。

問題は、

一　費用面。楽器の購入費が約六百万円。購入費の一割、60万円が維持費として毎年必要となる。

二　少子化。各校とも既存の部活が廃部傾向にあるのが現状である。

難しい問題もあるが、生徒や保護者の意見も聞き、関係者の理解を得た上で創設については検討したいと思う。

問　芝生化について

学校の運動場を芝生化し、元気にそして安心して活動できるよう特段の配慮を希望する。

答【教育長】

素足で走れる、食事ができる、温暖化抑制、ヒートアップ制御、砂漠化防止等々の良さが有るが、問題も多々あり、また、PTAの方々の熱い思いがなければ難しいと思う。

東濃実業高等学校ブラスバンド部

一般質問

生命を守る施策を

大沢まり子

問　白血病ウイルスの制圧を目指して

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV－1）は死亡率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や進行性の歩行、排尿障がいを伴う「脊髄（せきずい）疾患（HAM）」をひき起こすウイルスである。6割が母乳を介して感染する。妊婦検診時の検査により感染者と分かった場合、母乳を断つことで感染を防ぐことができる。撲滅（ぼくめつ）への対策をとることによりこの「HTLV－1」を制圧できると考えられるが、担当部局の見解は。

答【民生部長】

23年度当初予算において14回の「妊婦検診」の中に「HTLV－1」抗体検査を盛り込む方向で考えている。

町では、年間140人前後の出生がある。母親自身が「HTLV－1」に感染していても発症まで数十年のかかることから、キャリアと知らずに感染を拡大していく悲惨さをなくすため抗体検査を行い、陽性と出た場合、感染の不安に寄り添うサポート体制の導入も視野に入れた取り組みを行う計画。周知については広報、妊婦学級及び母子手帳交付時に徹底していく。

問　特別支援教育について

今、教育現場においては、知的障がいはないものの「学習面か行動面で著しい困難を持ったとされる児童生徒」がどのクラスにも一人か二人いるという計算になるとの文部科学省の調査結果がある。

「知的障がいを伴わない発達障がい児」は普通の子どもと区別が難しいので、問題行動が本人のわがままや親のしつけによるものと誤解されてしまい、いじめや引きこもりなどの二次的障がいを招きかねない。このような子は環境に対する適応障がいなので環境を整えることで軽くなる。就学前の早期発見と合わせて、義務教育の段階でも適切な支援教育が必要であり、継続した療育、教育体制の整備が必要と考え、次のことを問う。

①町内の小中学校において、発達障がいのある児童生徒の推移と現状は。

②発達障がいに対する見解と対策について

③「学習障がいのある児童」を支援する手段として教科書の内容をデジタル化しパソコン上で音声と文字などを同時に再生できる「デイジー教科書」についての見解は。

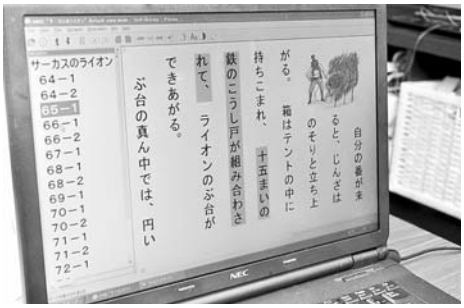

パソコンを使い音声と文字を再生するデイジー教科書

答【教育長】

①学校の調査によれば、小中学校の支援を必要とする児童生徒の割合は平成19年度は0.77%、20年度は2.49%、21年度は1.54%、今年度は8月現在で2.25%となっている。

②発達障がいは、脳の機能障がいであって症状が低年齢において発現するものとの定義となっている。早期発見、早期支援が発達障がい者の自立や社会参加に最も大切なことと認識している。対策として支援員を配置し、また、教育相談コーディネーターが職員の相談等にあたっている。

③全国的にもその広がりはまだ小さい。読むことに障がいのある児童には効果があるようだ。「デイジー教科書」の存在については今後、学校に紹介していく。

平成22年 第4回臨時会

平成 22 年 11 月 5 日に、第 4 回臨時会を開会しました。
一般会計の補正予算 1 件が上程され、原案のとおり可決されました。

予　算

1	平成 22 年度御嵩町一般会計補正予算（第 7 号）について	平成 23 年 2 月から実施されるパスポート発給事務に係る経費や 7.15 災害に係る林道等の修繕費などにより 1,245 千円を増額します。	賛成全員で可決

議会日誌

【22年11月～23年1月】
※1月24日現在の予定

11月

1日・民生文教委員会文教施設訪問
・臨時郡町村議長会長会
3日・町政55周年町功労者表彰式
5日・H22第4回臨時会
・議会運営委員会
・名鉄路線対策特別委員会
11日・全員協議会
14日・郡消防連合演習
15日・可茂地域市町村議会議員研修会
17～18日・町村議会議長会全国大会
18日・議会運営委員会
19日・名鉄広見線活性化協議会
20日・可児農業祭
22日・全国環境整備事業協同組合大会
24日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会
・民生文教常任委員会協議会
・総務建設産業常任委員会協議会
26日・可茂地域広域行政一部事務組合議会臨時会
28日・愚渓寺落慶法要
29日・H22第4回定例会（初日）

12月

3日・亜炭鉱害対策特別委員会
7日・町村議会議長会長会
8日・H22第4回定例会（一般質問）
・全員協議会
・議会運営委員会
10日・あゆみ館作業棟安全祈願式
17日・H22第4回定例会（最終日）
・亜炭鉱害対策特別委員会
・全員協議会
20日・亜炭鉱廃坑要望（県庁、県議会ほか）
24日・可茂地域広域行政一部事務組合議会定例会
・可児川防災ため池組合議会
28日・仕事納めの式
・年末夜警の巡視

1月

4日・仕事始めの式
6日・議会報編集委員会
9日・消防出初め式
・成人式
12日・議会運営委員会
・全員協議会
13日・可茂地区町村議会議長会
14日・議会運営委員会
19日・議会報編集委員会
20日・H23第1回臨時会
・全員協議会
・民生文教常任委員会
・議会運営委員会
21日・知事と町村議長との意見交換会
24日・可茂地域町村行政懇話会
27日・全員協議会
・議会運営委員会
28日・名鉄路線対策特別委員会

固定資産評価審査委員

三宅　直樹　氏　を選任

御嵩町中（大庭台）

平成19年から3年間務められた安藤幸雄氏の任期満了に伴い、三宅直樹氏を選任することに同意する案が可決され、22年12月21日付けで町長から選任されました。

任期は25年12月20日までです。

議員全員研修レポート

平成22年10月7日に、議員全員研修を実施しました。

1、視察研修目的

議会改革、議会活性化の取り組みについて

2、視察研修日

平成22年10月7日（木）

3、視察研修先

北海道夕張郡栗山町

4、参加者議員

議　長　鈴木元八
副議長　植松康祐
議　員　谷口鈴男
　　　　梅原　勇
　　　　佐谷時繁
　　　　亀井千歳
　　　　岡本隆子
　　　　大沢まり子
　　　　早川文人
　　　　安藤博通
　　　　伊崎公介

□栗山町の概況

人　口　13,549人
（H22・8・1現在）
世帯数　6,093世帯
（　〃　）
面　積　203・8㎢

千歳空港から車で1時間あまり、道央圏に位置し、緩やかな丘陵地帯が広がる町

研修内容

議会改革・活性化への取り組みと議会基本条例

平成12年4月1日に地方分権一括法が制定されたことにより、地方議会の役割は拡大し責任がさらに重くなりました。

住民に信頼される議会を再構築するには、議会が変わらなければならないという危機感から議会改革が始まりました。

平成14年3月議会に情報公開条例を提案。その後、透明性の確保のため、「インターネットによる議会ライブ中継」始まる。

議会に「中長期財政問題等特別委員会」を設置。

通常の委員会視察は廃止して、議員自ら考え研修するため「政務調査費の交付条例を制定」。

一般質問における「一問一答方式」を導入。

17年3月には、道内初めての「議会報告会」を実施。

18年5月、「栗山町議会基本条例」を議決。6月議会で、初の「反問権」が行使される。

7月からは、町民や団体との意見交換の場である「一般会議」が開催される。

20年2月には、総合計画を修正可決。

その後3度、条例の見直し改正をしています。

「議会基本条例」の特徴として

上記項目に加え「町民からの請願、陳情を政策提案」「重要議案は、議員の賛否を公表」「議員相互間の自由討議の推進」「議員の政治倫理を明記」「議会モニターの設置」「議会サポーターの導入」などがあります。4年半の集大成として議会基本条例が出来上がりました。

まとめ

地方分権への期待が高まる中で、地方議会のあり方が問われている今、議員は、議会本来の目的を明確にし、住民から見える議会へと変わっていかなければなりません。

首長と議会の二元代表制の下、町長提案に対し、議会は、町民の視点から是々非々の判断を示せることが重要です。それには議員の資質向上のための研鑽が必要なことはいうまでもなく、住民への情報公開と説明責任を果たし住民の思いに応えていける議会でなければならないと思います。今後、御嵩町議会においても議会の「見える化」を進めていかなければなりません。御嵩町議会が一歩前へ踏み出す勇気をもらった充実した視察でした。

当日の研修は、静岡県伊豆市議会、川根本町議会との合同での研修でした

常任委員会視察研修レポート

平成22年10月8日に、常任委員会合同の視察研修を実施しました。

民生文教常任委員会

1　視察研修目的

「高齢化に伴うまちづくり」

ウエルシーランド構想を核にした高齢者にやさしいまちづくりの取組などについて

2　視察研修日

平成22年10月8日（金）

3　視察研修先

北海道伊達（だて）市

4　参加委員

委員長　佐谷時繁
委　員　鈴木元八
委　員　谷口鈴男
委　員　大沢まり子
委　員　植松康祐

□伊達市の概況

人　口　36,863人（H22・8・1現在）
世帯数　17,728世帯（　〃　）
面　積　444.28㎢

□研修結果の概況

仙台伊達藩一門の領主とその家臣たちの自費による集団移住という他に類を見ない独特の形態でまちが形成されており、北海道においては古い歴史と伝統文化を有しています。室蘭市の西に位置し、平成の大合併で旧有珠（うす）郡大滝村と飛び地合併をおこないました。豊かな自然環境と四季を通じた温暖な気候に恵まれており、「北の湘南」と呼ばれています。

□伊達市の取り組み状況

①人の誘致

市民が心豊かで安心・安全に暮らせる「自主自立のまちづくり」を目指し官民共同で積極的に「人の誘致」を含めた移住・定住政策を展開しています。高齢者も安心して住めるまちで、市外からの転入を促進しています。

②コンパクトシティ

中心市街地に居住地域・商工業地域が集中しており、比較的効率的な行政を実現しています。こうしたコンパクトシティにすることができた要因は、厳しい財政事情の中で郊外にまで整備の手が回らず、結果的に中心部の整備に集中してきたためであり、何も施策を打たなかった事が功を奏したともいえます。

③障がい者福祉

障がい者福祉として、昭和43年に道立の知的障がい者総合援護施設「太陽の園」が市内にできました。ノーマライゼーションを理念とし、障がい者も健常者とともに市内で生活し働き、その家族の市内への移住促進にもつながっています。

④民間との協働

福祉、まちづくり施策を、民間主導ですすめることで成功しています。たとえば、「伊達版安心ハウス」は、高齢者向け住宅を大手住宅企業が建設し、高齢者が移り住み、空いた住宅は新たな戸建住宅需要に活用しています。

⑤デマンド交通

「ふれ愛タクシー」はタクシー会社へ委託して運用しています。利用者は前日までに予約すれば一乗車一人500円の料金でデマンドタクシーを利用することができます。当日予約ができるようにすることをめざしているが、現状ではこれ以上安くすると民業圧迫ともなり、高いとサービス低下となることの兼ね合いから設定しています。市費をこれ以上かけたくないことも、現状維持の理由でした。このデマンド方式は御嵩町のふれあいバス、デマンドバス案などにも参考になると思います。

⑥認定優良住宅制度

この制度は、北海道としては市内から比較的近い約4キロ圏内に優良宅地を分譲し、市外からの転入を促すものです。坪単価は4万円程度であり、優良住宅建設を市が認定し、将来の買い取り保証も付けていました。

□まとめ

伊達市のおかれた状況を的確に把握し、独自の政策、考え方でまちづくりを進めていました。御嵩町においては、それぞれの施策をそのまま取り込むのではなく、まずは、その地に合った政策によりまちづくりをすすめていることを見習うべきだと感じました。その上で、本町に合致するものは参考にしていけたらよいと思いました。

伊達市役所で職員より説明を受ける

総務建設産業常任委員会

1　視察研修目的
まちづくりと地域振興
まちづくり基本条例を活用したまちづくりと地域振興の取り組み

2　視察研修日
平成22年10月8日（金）

3　視察研修先
北海道ニセコ町

4　参加委員
委員長　亀井千歳
委　員　早川文人
委　員　梅原　勇
委　員　岡本隆子
委　員　安藤博通
委　員　伊﨑公介

□ニセコ町の概況
人　口　4,675人
（H22・8・1現在）
世帯数　2,157世帯
（　〃　）
面　積　197・13㎢

□研修結果の概要
ニセコ町は、羊蹄山（ようていざん）、ニセコアンヌプリ、昆布岳などの山々に囲まれ、田園風景が広がる、人口約4,500人の町です。

平成6年の町長選において、ニセコ町職員だった逢坂（おおさか）誠二（せいじ）氏が、前職を破って初当選しました。逢坂氏は在任中から、町の行政改革として、「情報共有によるまちづくり」を掲げ、縦割り行政からの刷新を図り、役場が何をしているか住民はもとより担当外の職員も知ることのできる体制をつくりました。また、逢坂氏は就任直後から、自ら住民の元に出向いて懇談する「まちづくりトーク」を始めました。これは後に「出前講座」や「タウンミーティング」として全国に広がりました。また、平成7年度からは、予算説明書を住民にもわかりやすい内容にした冊子「もっと知りたいことしの仕事」を発行、全戸配布し注目を集めました。

ニセコ町役場で職員から説明を受ける

□まちづくり基本条例
こうした状況の中、平成12年に「まちづくり基本条例」が制定されました。この条例は「自治」の基本となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものであり、地方分権を進める中での新たな概念となります。住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨を法的側面から支える条例として期待されています。

自治基本条例制定の動きは、ともすれば条例制定そのものが最終目的にすりかわる危険性をもっていますが、ニセコ町ではこれまでの町の取り組みを法的に裏打ちするために条例を制定したのであり、条例の制定は自治の実践が基盤にあることが、職員の説明からよくわかりました。

□まとめ
「まちづくり基本条例」により、この町で進められている徹底した情報公開制度は住民に行き渡っており、その結果、住民の関心度も増し住民参加の仕組みがつくられていました。町民の約80％がこの条例を知っており、この条例を制定した結果、58％の町民が情報公開・住民参加が進み町が元気になったと感じているというアンケートの結果には驚かされました。

私たちの町が、一気にニセコ町のようになることは難しいですが、議会としても「説明責任」「議会は町民から意見を求める」など早急に取り組んでいかなければならないことを痛感しました。

町議選、町長選は同時選挙に決定

1月13日開催の選挙管理委員会において、議員の選挙と町長の選挙を同時に行うことが決定したとの通知が、選挙管理委員会から議長あてにありました。

●選挙期日
平成23年6月12日
（6月7日告示）

インターネットで議会情報を閲覧できます

議会のしくみと構成、議員の報酬、議員名簿、議会だよりPDF版や議会の議事録等がインターネットでご覧いただけます。

御嵩町ホームページのトップ画面の下の方にあるサービスガイドの広報の欄にある「議会情報」をクリックしてください。

www.town.mitake.gifu.jp/index.cfm

議会だより100号を迎えて

御嵩町の議会報「みたけ議会だより」は昭和61年9月に創刊、以降年4回ずつ発行（臨時号を発行した年もあり）し、今号で100号を迎えました。

議会だよりには条例・予算、決算・契約の議決や一般質問の内容を掲載しています。特に一般質問の内容は議員と執行部のやりとりが載っており、町民の皆さまの身近な問題がどのようになっているのかを、わかりやすくまとめているつもりです。

議会だより発行の精神は、創刊号巻末のあいさつ文に記載されており、現在でも受け継がれています。

議会だより創刊号巻末あいさつ文

住民参加による地方自治が言われて久しいのでありますが、そのためには皆様に町行政の方向を決める過程の、出来るだけ新しい情報を提供し、その問題に我々議員がどのような論議をし、取り組みをしているかを知っていただき、ご意見・ご批判をいただくと共に、ご理解・ご協力が得られれば、町政発展の大きなエネルギーとなり、大きく前進するものと確信いたします。このような考え方に立って、議会での活動を出来るだけ明細に、そして裸の姿を、又行政広報「広報みたけ」とは違った、議会側からの視点での問題を捕え、皆様に報告したいと思います。

中央が創刊号です。最初はB5判で白黒でした。23号からカラー刷りに、32号からはA4判となり現在に至っています。
中山道みたけ館で創刊号からの議会だよりを閲覧することができます。

編集後記

議会改革が叫ばれる中、町民の皆様から信頼される議会を目指してまいります。議会だよりは、今後も発行の精神にのっとり、わかりやすい議会情報を提供できるよう努めてまいります。皆様のご意見をお待ちしております。（O・M）

議会報編集委員会のようす

■平成23年2月1日　■編集／議会報編集委員会　■発行／御嵩町議会　■岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239−1　☎0574−67−2111